

協同組合 関西ファッション連合

繊維製品品質表示者名称等代行表記制度

【本制度の目的】

本制度は、組合員並びに賛助会員（以下「組合員等」という）が、家庭用品品質表示法に基づく、繊維製品品質表示規程に定める「表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号」を表示するに当たり、本組合が制定した「繊維製品品質表示者名称等代行表記規則」に基づき、本組合の名称、電話番号並びにその交付する記号番号を表記することを認め、もって、組合員の適正な品質管理及び品質表示の推進と品質の向上並びに商取引の円滑化に寄与することを目的とします。

【本組合の業務】

本組合は、次の業務を行います。

- ①所定の登録申請手続きを経て、本組合が適格と認めた組合員等に対し、本制度を利用することを承認し、個々に記号番号を交付します。
- ②本制度を利用して表示した商品に関する第三者から受けた申し出・各種問合せを当該組合員等に取り次ぎます。
- ③制度利用組合員等の品質管理、品質表示並びに品質の向上を目的とした啓蒙活動を実施します。

【本制度利用資格者】

本制度の利用資格者は、次の全ての条件を満たしている企業に限ります。

- ①当組合の組合員又は、賛助会員であること。
- ②「PL保険」に加入していること。
- ③当該商品に関する第三者からの申し出・各種問合せに対し、即対応が可能な体制が整えられていること。

【本制度利用者の責任義務】

本制度の利用者は、次のすべての責任を負っていただきます。

- ①当該商品の品質および表示に関する一切。
- ②第三者からの照会、苦情等の処理および解決。
- ③第三者と係争になったときの解決。
- ④本組合に一切の負担および迷惑をかけること。

【取り次ぎ方法】

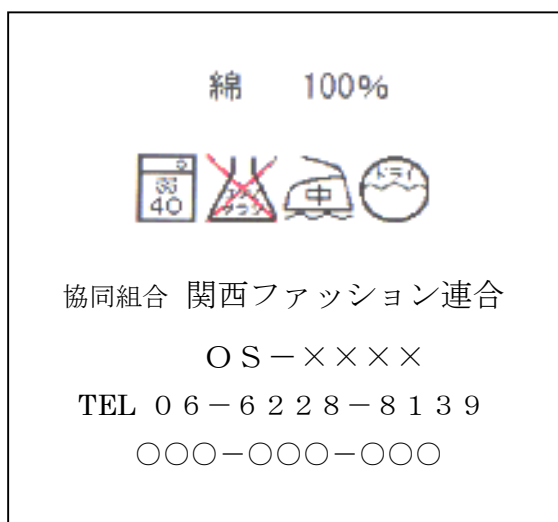
消費者等から事務局に電話により問い合わせ等があった場合、貴社への連絡方法は、次の通りとなります。

- ①今まで織商連制度利用の組合員＝事務局で必要事項を聞いて、その電話を当該組合員に転送します。
- ②今まで全婦連、ニット商連制度利用の組合員＝事務局で必要事項を書きとめて、当該組合員にFAX又は電話で連絡します。
- ③前記①→②又は②→①に変更を希望される場合は申し出て下さい。
その場合、登録記号番号が変更することがあります。

【表示方法】

本制度の表示方法は、次のとおりとします。

- ①名 称 協同組合 関西ファッション連合
- ②電話番号 電話照会があった場合の企業への取り次ぎ方法により、
下記電話番号を表示する。
織商連制度利用の組合員は、06-6228-6740
全婦連、ニット商連制度利用の組合員は、
06-6228-8139
- ③記号番号 ・本組合が利用組合員等個々に交付する登録記号番号
平成19年10月1日現在、3連合会制度ご利用の向きは、
記号番号は従前の通りとします。
織商連制度利用組合員の場合は、O-XXXX
ニット商連制度利用組合員の場合は、OS-XXXX
全婦連制度利用組合員の場合は、J-OS XXX
平成19年10月1日以降の新規登録者は、K-XXXX
- ④商品コード ・組合員等独自の商品コード（各社発行のコード）
・付記は任意とする。表示場所も自由とする。
- ⑤表示例



【新制度への切換え】

- ①新制度への全面切換えは、平成20年4月1日とします。
- ②新制度による名称及び登録記号番号の使用は、平成19年10月1日より可能とします。
- ③旧連合会表示による商品の販売・流通は、原則として平成20年3月31日までとします。出来るだけ遅れずに新制度に切換えをお願いします。

【制度利用期間】

毎年4月1日から翌年3月31日の1年間とします。
(年度更新手続きにより継続利用)

【登録申請料】

10,000円(一時金)新規登録申請時に納入
(旧3連合会制度を利用されている組合員は不必要です。)

【年間管理料】

6,000円(新規登録申請時および年度更新時)
但し、平成21年4月1日以降については、前年度の取次ぎ件数に応じて算出した管理料を申し受けます。

【初年度の管理料と旧連合会制度の扱い】

- ①前記新制度の管理料は、平成20年4月1日～21年3月31日分に適用して、来年4月にご請求申しあげます。
- ②旧連合会の来年3月31日までの管理料は月割りにて、次の通りお願いします。

全日本婦人子供服工業組合連合会	平成20年1月～3月
日本織物中央卸商業組合連合会	平成20年1月～3月
日本ニット中央卸商業組合連合会	平成19年10月～20年3月

【登録申請手続き】

- ①登録申請時 「申請書」「誓約書」および「PL保険加入書の写」を提出していただきます。
- ②年度更新時 「更新申請書」および「PL保険加入書の写」を提出していただきます。
- ③登録変更 登録変更届出書

【制度利用の取消し】

本組合「繊維製品品質表示者名称等代行表記規約」に違反した場合(年間管理料の支払いを怠った場合も含む)は、制度利用を取消します。